

埼玉弁護士会・埼玉県保険医協会共催

市民学習会
その1健康保険証が廃止されたら
医療機関も患者も困ります

広告

保険証廃止ホントにいいの?

来年秋に現行の保険証が廃止され完全に切り替わる前に、埼玉弁護士会と開業医団体である埼玉県保険医協会の共催により、マイナ保険証・保険証廃止について考える第1回目の市民学習会が、10月7日、さいたま市浦和区の埼玉会館にて開催された。

システムの不具合続出でマイナ保険証※が使えない

健康保険証を選択する権利を認めること

埼玉弁護士会会長 尾崎 康氏



政府は多くの国民が反対しているのにもかかわらず、従来の健康保険証を廃止し、マイナ保険証への切り替えを強行しようとしています。

マイナ保険証の登録やシステムの不備により、病院にかかる方が健康保険を使えないという状況が生じています。これは憲法25条の「健康で文化的な生活を営む権利」が保障されない事態です。政府が国民の健康情報、疾病情報を収集して管理するということ、「プライバシーの保障」見地から重大な問題をはらんでいます。

日本弁護士連合会は「人権としての医療アクセスが保障される社会の実現を目指す決議」を採択したばかりですが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に大きな不安を抱く国民・市民も多いことから「現行の健康保険証を選択する権利を認めること」との要望が盛り込まれました。皆様方と今の方向性を改めて考えてまいりたいと思います。

※マイナ保険証：マイナンバーカードに健康保険証機能を加えたもの

現行の健康保険証を使い続けましょう

埼玉県保険医協会理事長 山崎 利彦氏



本日の市民学習会ではマイナ保険証の導入と健康保険証の廃止が、いかに場当たり的で、マイナ保険証が稚拙な制度であるか、そしてトラブルが続出しているのに改善策が見えてこないか、などのご報告がありました。医療従事者にも、保険証を発行する市役所や保険組合などの保険者も、そして、何といっても患者さんたちにも、いかに大きな疲弊をもたらしているかを共有いたしました。

同時に、仮に、トラブル等がなくなるようなスムーズなシステムが出来上がったとしても、そこには人権上の問題も残っている

ことも分かりました。

マイナ保険証の運用は問題だだけです。せめてもの次善策として、今、皆さんを持っている現行の健康保険証を使い続けること、その一言に尽きると思います。本日の討論を基に、今後も私たちはマイナ保険証とマイナンバー制度の問題点を明らかにして、多くの国民の損失を防いでいきたいと思います。

日本が世界に誇る国民皆保険制度の危機－保険証を残そう

保険証の方が簡単

経済ジャーナリスト 萩原 博子氏



みなさん知っていますか？マイナカードには顔認証システムがあり、悪用とか、なりすまし防止になるとか政府は言っていますが、実は暗証番号を入力さえすれば誰でも顔認証をせず資格確認できます。

医療機関にかかるとき、健康保険証の場合、月に一回窓口で見せるだけで済みますし、保険証を忘れても、「次回持ってきてくださいね」で済みます。それに比べてマイナ保険証は毎回受診するたびに持って行く必要があります。なおかつ機械の不具合で資格が確認できない場合があります。顔認証がうまくいかなければ、暗証番号の入力になりますが、暗証番号を三回間違えると、そのマイナカードは使えなくなるのです。また市役所に行くなどして手続きをしなくてはいけないのです。暗証番号を覚えるので精一杯な方もいます。大変不便ですよね。

ところで、「マイナカードには重要な情報が入っていないから大丈夫、皆さん持ち歩いてください」と政府は言っていますが本当にそうでしょうか？確かにマイナカード自体には大きな情報は入っていませんが、中のチップがあらゆる情報の鍵になっています。マイナポータルに皆さんの大切な医療情報や口座の情報、税金の情報などがあるわけです。一枚のカードを失くすと様々なトラブルに繋がります。

マイナ保険証というのは実印みたいなものです。それを悪用される危険があるなら、健康保険証の今までいいじゃないですか。自分達の子供や孫に劣化した医療保険制度を残してはいけないと思います。日本の世界に誇る国民皆保険制度を残しましょう。

保険証廃止は、国民を不安と混乱に陥れる愚策

全国保険医団体連合会副会長 竹田 智雄氏



日本では国民皆保険制度が当たり前のように思われています。保険証1枚で全国「いつでも」「どこでも」「誰でも」医療が受けられる制度になっています。

しかし、マイナ保険証を持って医療機関に来たけど資格確認ができない、保険証を持っていない無保険と同じ状態になってしまいます。窓口で「10割です」と言われてしまえば、医療を受けずに帰ってしまう方もでてしまいかねません。

現在は市役所や保険組合などには保険証を発行する義務があるので国民に自動的に届きます。しかし保険証が廃止されたら、資格を確認する「資格確認書」やマイナ保険証は申請手続しなければ手に入らなくなります。いざ医療機関にかかると思ったときに、保険証がなくて困ることも生じるでしょう。

保険証の廃止は、戦後の日本の政策で、最も国民を不安と混乱に陥れる本当によくない愚策です。命は平等で健康への願いは人権です。保険証は残し国民皆保険制度を守るべきです。

行き当たりばったりの政策でトラブル続出

埼玉土建一般労組書記局次長 竹嶋 順二氏

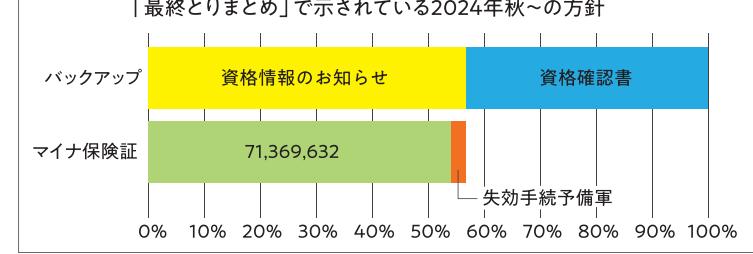
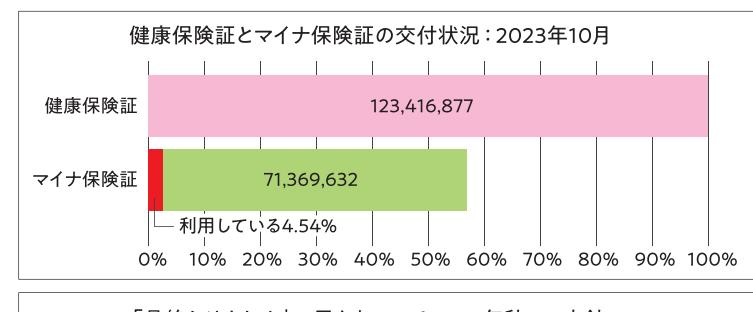


国保組合では、保険証の廃止後は新たなアナログのバックアップツール、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を発行することになりました。「資格確認書」は本来、申請手続が必要ですが、「当面の間」はマイナ保険証を持っていない人に自動で発行します。一方で「資格情報のお知らせ」は「資格確認書」を送らない人、つまりマイナ保険証を持っている人全員に発行します（表1）。

これまで保険証発行だけで済んでいた実務が、格段に複雑になり人手もシステムも膨大な費用がかかります。

このままだと、行き当たりばったりの政策でトラブル続出となる未来になりかねません。

(表1) 現状(上)と保険証廃止後(下)の政府方針



マイナ保険証の強制は任意取得の原則に反する

埼玉弁護士会・監視法制対策本部委員 瀬戸 一哉氏

(表2) 日本国憲法第25条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ②国は、すべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



1958年（昭和33年）に国民健康保険は法の全面改正によって強制加入の制度となり、これが立法によって憲法25条（表2）の生存権の実現を具体化したと説明されています。

国民が最低限度の生活を送ること、国が社会保障の増進に努めるという実践の1つとして、今の健康保険法が位置づけられ、その規則で保険者が健康保険証を加入者に届けるという責務が規定されています。

国民皆保険制度の下でマイナンバーカード取得を事実上強制することは、番号法の任意取得の原則に反します。カード取得はそれによる利便性と、プライバシー個人情報等についての危険性を考え、個々が判断するものだと思います。

様々な自分の情報がデータベース化される危険性があり、個人が自己の情報をどこまで管理できるか問われます。自己情報コントロール権というのは非常に大事な権利です。現行の保険証をすぐに廃止せずそういう問題に応えていくべきだと思います。

市民学習会の当日の様子が
アーカイブで見られます



ご意見等は埼玉県保険医協会まで

TEL 048-824-7130 FAX 048-824-7547 E-mail saitama@doc-net.or.jp

